

県内各介護サービス事業所・施設 管理者 殿

茨城県長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等
に関する臨時的な取扱いについて（通知）

平素より、本県の介護・高齢者福祉行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、一連の厚生労働省事務連絡（以下、「コロナ特例事務連絡」という。）により示されてきたところです。

このたび、新型コロナの感染症法上の位置づけ変更後（令和5年5月8日以降）においては、下記のとおり分類された対応によりそれぞれ取扱うこととなりましたので、各事業所・施設におかれましては取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 分類の内容について

<分類1：継続>

利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

<分類2－（1）：一部修正（基準等）>

人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取り扱いを継続する。

<分類2－（2）：一部修正（研修）>

研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

<分類3：終了>

新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについて

は、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

※位置づけ変更前に既に取り扱いを終了しているものを含む

※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

2 分類が適用されるコロナ特例事務連絡について

別紙1（コロナ特例事務連絡一覧）及び別紙2（位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表）のとおり

3 その他

継続する臨時的な取り扱いについては、新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナウイルスの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意のうえ、適切に運用してください。

<問い合わせ先>

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp